

社会福祉法人大和社会福祉事業振興会
役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和社会福祉事業振興会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員及び評議員選任・解任委員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員、非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対しては、理事会の出席等必要の都度定額を支払うことができる。
- 3 理事長の退職に当たっては任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員、非常勤役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬の額は別表1に定める金額とする。

- 2 この法人の非常勤職員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の費用弁償の額は別表2に定める金額とする。
- 3 退職手当は別表3に定める算式により算出された額とする。

- 4 退職手当は、役員として円満に勤務しかつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 5 この法人の全理事の報酬総額は、年間700万円以内とする。ただし、退職手当は報酬総額には含めない。
- 6 この法人の全監事の報酬総額は、年間150万円以内とする。
- 7 この法人の全評議員の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 8 この法人の全評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間15万円以内とする。

(報酬の支給日)

- 第5条 常勤役員の報酬は、職務執行の属する月の翌月10日(ただし、当該日が日曜日、土曜日、又は休日に当たる時は、その前日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬は、職務執行の属する年の翌年の最初の会議等が行われる日に支払うものとする。ただし、会議等が行われる日の支払いが困難な場合はこの限りではない。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 非常勤役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 専任の常勤役員には、通勤手当は支給しない。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

(補足)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成29年6月23日(平成29年度定時評議員会の議決日)より施行する。

この規程は、令和5年6月24日(令和5年度定時評議員会議決日の翌日)より施行する。

別表1 役員等の報酬の額

| 役職名 | 報酬の額 (円) |
|----------------|--|
| 理事長 | 専任常勤 月額400,000円 |
| | 専任非常勤 月額100,000円 |
| | 職員兼務 月額50,000円 |
| 常勤理事 | 専任 月額200,000円 |
| | 職員兼務 月額25,000円 |
| 非常勤理事 | 会議等への出席の都度、1人一律5,000円 決議の省略の場合、支給なし |
| 常勤監事 | 月額100,000円 |
| 非常勤監事 | 会議等への出席の都度、1人一律5,000円 決議の省略の場合、支給なし 監査の都度、1人一律5,000円 |
| 評議員 | 会議等への出席の都度、1人一律5,000円 決議の省略の場合、支給なし |
| 評議員選任 ・解任委員 | 会議等への出席の都度、1人一律5,000円 |

※職員兼務とは、法人の正規職員を兼務し、（法人の就業規則、給与規程に基づく）職員給与を支給している役員をいう。

別表2 費用弁償の額

| 事項 | 費用弁償の額 (円) |
|----------------------------------|--|
| 非常勤理事 | 会議等への出席の都度、1人一律5,000円 |
| 非常勤監事 | 会議等への出席の都度、1人一律5,000円 監査の都度、1人一律5,000円 |
| 評議員 | 会議等への出席の都度、1人一律5,000円 |
| 評議員選任 ・解任委員 | 会議等への出席の都度、1人一律5,000円 （法人職員を兼務している者には支給しない） |
| 出張 | 法人旅費規程に定める額 |
| 上記のほか、職務執行に必要な経費(研修会出席者負担金、資料代等) | 職務執行に必要な額 |

別表3 退職手当の額

| 役職名 | 退職手当の額 (円) |
|-----|---------------|
| 理事長 | 報酬月額×在職月数×50% |